

子供の連れ戻しを迅速にする

- ・制裁金を科しても引き渡しに応じない
 - ・子の急迫の危険を防止する必要
- 一定期間を置かずに連れ戻し可能
-
- ・連れ戻す側の親が原則として同席
 - ・児童心理の専門家など同席も可能
- 連れ去った親の同席は不要

国際結婚の破綻で一方の親が母国に連れ戻された子供を元の国に迅速に連れ戻せるようにする民事執行法改正案が16日の衆院本会議で全会一致で可決、参院に送付された。今国会成立は確実な情勢だ。子供の所在地がわからなくなっている場合、どのように特定するかなどの課題も残る。

子供を連れ戻すルートは、日本が2014年に加盟したハーグ条約に「強制執行」の手続きが定められている。強制執行は裁判所が引き渡しを行った場合、家庭裁判所の執行官が代わりに子を保護する仕組みだ。今回の改正案はこの手続きを迅速にする。引き渡しに応じないとみられる場合、一定期間を待たずに

ハーグ条約対応、法案が衆院通過

連れ戻しを認める。
保護する際、引き渡しを命じられた親が立ち会わなくとも、申し立てた親がいればできるよう

する規定もつくる。

制裁金などを科す「間接強制」の手続きを経なくとも強制執行ができるようになることから、子供を連れ戻す手続きの実効性は高まるといえる。

ハーグ条約への対応をめぐっては、米国務省が昨年5月に日本を「効果的な執行策がとられていない」とし、同条約の「不履行国」と認定していた。

課題は残る。その一つが子供の所在が特定できない場合への対応だ。連れ戻すのは容易ではない。国際離婚などが専門の本田正幸弁護士は「今回の法改正は」子の所在

子の連れ戻し迅速化 親が不在でも可能に

が特定されていることが前提になっている」と指摘する。英米など欧米では捜査機関と連携していきる例もあるという。「制度のさうなる整備が必要不可欠だ」と語る。子供の心身への配慮も

欠かせない。衆院法務委員会での法案審議で、法務省は児童心理専門家が執行補助者として保護する場に立ち会えるとの見解を示した。

家族法が専門の早稲田大の棚村政行教授は「子供の返還が実現しないケースが残れば再び米国に指摘されるだろう」と話す。改正案は成立から1年以内に施行される。詳細な運用ルールにあたる最高裁判所規則を定める手続きも必要になる。